

平成 31 年 3 月 8 日現在

平成 31 年度安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業
お問い合わせ等に対する回答

【共通事項】

企画提案書において経費見積を作成するに当たり、消費税相当額の積算時に適用する消費税率はどのようにしたらよいか。

消費税率を 8 % として積算してください。なお、消費税法の改正に伴い、契約締結時までに消費税率の適用を変更することがありますが、この場合でも、試験研究課題ごとの委託経費限度額については、変更はありません。

研究推進会議に参画させるものとして、農林漁業生産者、食品製造・加工事業者等の民間事業者ではなく、都道府県等公的機関の者を参画させることでも良いか。

研究推進会議に参画させる者については、民間事業者に限っていません。行政施策・措置の対象となる関係者が都道府県等公的機関となる場合には、同機関を参画させることが適当と考えます。